

リスク分担表

種類	内容	負担者	
		指定管理者	県
物価変動及び金利変動	物価変動・金利変動により発生した損失や費用等の負担（不可抗力に起因する場合を除く）	○	
周辺地域・住民への対応	地域との協調	○	
	指定管理業務の内容に対する住民からの要望等	○	
	上記以外の事項		○
法令等の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更	○	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由により、施設管理・運營業務の継続に支障が生じた場合、または指定管理業務の内容変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の当該事情による増加経費負担	協議により定める	
不可抗力（注）	不可抗力により発生した損害・損失や費用等の負担（合理性が認められる範囲）		○
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの	○	
支払遅延	県からの指定管理料の支払遅延により発生した損害・損失や費用等の負担（指定管理者の責めに帰すことができない理由である場合）		○
	指定管理者から業者への支払遅延によって生じた事由	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの	○	
	施設・設備の設計・構造上の原因によるもの		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（100万円未満の小規模なもの）	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できないもの等（100万円以上）		○
資料・展示品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの	○	
	上記以外の事由によるもの		○
第三者への損害	管理業務の実施において、第三者に損害が生じた場合の負担（指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた場合）	○	
	上記以外の事由により損害を与えた場合		○
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等	○	
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	
保険の付保	施設賠償責任保険 等	○	
	火災保険 等		○

（注）「不可抗力」とは、天災（地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、施設利用者数の増減は含まない。

○ 本表に定める事項で疑義がある場合または本表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議のうえ決定します。